

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p style="text-align: center;">茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次</p>	<p style="text-align: center;">茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次</p>		
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>		
<p>第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1</p>	<p>第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1</p>		
<p>第1 計画の目的…………… 1</p>	<p>第1 計画の目的…………… 1</p>		
<p>第2 計画の用語…………… 1</p>	<p>第2 計画の用語…………… 1</p>		
<p>第3 計画の構成…………… 1</p>	<p>第3 計画の構成…………… 1</p>		
<p>第4 基本方針…………… 2</p>	<p>第4 基本方針…………… 2</p>		
<p>第2節 茨城県の防災環境…………… 3</p>	<p>第2節 茨城県の防災環境…………… 3</p>		
<p>第1 自然環境の特性…………… 3</p>	<p>第1 自然環境の特性…………… 3</p>		
<p>1 地 形…………… 3</p>	<p>1 地 形…………… 3</p>		
<p>2 地 質…………… 3</p>	<p>2 地 質…………… 3</p>		
<p>第2 社会環境の特性…………… 3</p>	<p>第2 社会環境の特性…………… 3</p>		
<p>1 概 要…………… 3</p>	<p>1 概 要…………… 3</p>		
<p>2 人口の見通し…………… 4</p>	<p>2 人口の見通し…………… 4</p>		
<p>3 経済の見通し…………… 4</p>	<p>3 経済の見通し…………… 4</p>		
<p>4 広域交通ネットワークの整備…………… 5</p>	<p>4 広域交通ネットワークの整備…………… 5</p>		
<p>5 生活環境の変化…………… 6</p>	<p>5 生活環境の変化…………… 6</p>		
<p>第3節 茨城県の地震被害…………… 7</p>	<p>第3節 茨城県の地震被害…………… 7</p>		
<p>第1 地震災害の歴史…………… 7</p>	<p>第1 地震災害の歴史…………… 7</p>		
<p>第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 13</p>	<p>第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 13</p>		
<p>第4節 各機関の業務の大綱…………… 16</p>	<p>第4節 各機関の業務の大綱…………… 16</p>		
<p>第1 茨城県…………… 16</p>	<p>第1 茨城県…………… 16</p>		
<p>第2 市町村…………… 16</p>	<p>第2 市町村…………… 16</p>		
<p>第3 指定地方行政機関…………… 17</p>	<p>第3 指定地方行政機関…………… 17</p>		
<p>第4 自衛隊…………… 20</p>	<p>第4 自衛隊…………… 20</p>		
<p>第5 指定公共機関…………… 20</p>	<p>第5 指定公共機関…………… 20</p>		
<p>第6 指定地方公共機関…………… 22</p>	<p>第6 指定地方公共機関…………… 22</p>		
<p>第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… 23</p>	<p>第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… 23</p>		
<p>第2章 災害予防計画</p>	<p>第2章 災害予防計画</p>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備……………24	第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備……………24		
第1 対策に携わる組織の整備……………24	第1 対策に携わる組織の整備……………24		
1 活動体系の全体像……………25	1 活動体系の全体像……………25		
2 県の活動体制の整備……………28	2 県の活動体制の整備……………28		
3 市町村の活動体制の整備……………29	3 市町村の活動体制の整備……………29		
4 防災関係機関等の活動体制の整備……………29	4 防災関係機関等の活動体制の整備……………29		
5 第5次地震防災緊急事業五箇年計画の推進……………29	5 第5次地震防災緊急事業五箇年計画の推進……………29		
第2 相互応援体制の整備……………31	第2 相互応援体制の整備……………31		
1 応援要請・受入体制の整備……………32	1 応援要請・受入体制の整備……………32		
2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備……………34	2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備……………34		
第3 防災組織等の活動体制の整備……………36	第3 防災組織等の活動体制の整備……………36		
1 自主防災組織の育成・連携……………37	1 自主防災組織の育成・連携……………37		
2 事業所防災体制の強化……………38	2 事業所防災体制の強化……………38		
3 ボランティア組織の育成・連携……………39	3 ボランティア組織の育成・連携……………39		
4 企業防災の促進……………42	4 企業防災の促進……………42		
5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進……………43	5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進……………43		
第4 情報通信ネットワークの整備……………44	第4 情報通信ネットワークの整備……………44		
1 情報通信設備の整備……………45	1 情報通信設備の整備……………45		
2 防災情報ネットワークシステムの整備……………47	2 防災情報ネットワークシステムの整備……………47		
3 アマチュア無線ボランティアの確保……………47	3 アマチュア無線ボランティアの確保……………47		
第2節 地震に強いまちづくり……………49	第2節 地震に強いまちづくり……………49		
第1 防災まちづくりの推進……………49	第1 防災まちづくりの推進……………49		
1 防災まちづくり方針の策定…………… <u>50</u>	1 防災まちづくり方針の策定…………… <u>51</u>		
2 防災空間の確保…………… <u>51</u>	2 防災空間の確保…………… <u>52</u>		
3 防災拠点の整備…………… <u>49</u>	3 防災拠点の整備…………… <u>53</u>		
4 市街地開発の推進…………… <u>52</u>	4 市街地開発の推進…………… <u>53</u>		
5 避難施設の整備…………… <u>53</u>	5 避難施設の整備…………… <u>54</u>		
第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進…………… <u>55</u>	第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進…………… <u>57</u>		
1 建築物の耐震化の推進…………… <u>56</u>	1 建築物の耐震化の推進…………… <u>58</u>		
2 建築物の不燃化の推進…………… <u>58</u>	2 建築物の不燃化の推進…………… <u>60</u>		
3 建築物の液状化被害予防対策の推進…………… <u>58</u>	3 建築物の液状化被害予防対策の推進…………… <u>60</u>		
4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…………… <u>59</u>	4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…………… <u>61</u>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
5 文化財保護……………60	5 文化財保護……………62		
第3 土木施設の耐震化等の推進……………62	第3 土木施設の耐震化等の推進……………63		
1 道路施設の耐震化等の推進……………62	1 道路施設の耐震化等の推進……………64		
2 鉄道施設の耐震化の推進……………62	2 鉄道施設の耐震化の推進……………64		
3 海岸，河川，砂防，農業用ため池，ダムの耐震化の推進……………62	3 海岸，河川，砂防，農業用ため池，ダムの耐震化の推進……………64		
4 港湾，漁港の耐震化の推進……………63	4 港湾，漁港の耐震化の推進……………65		
第4 ライフライン施設の耐震化の推進……………65	第4 ライフライン施設の耐震化の推進……………67		
1 電力施設の耐震化……………66	1 電力施設の耐震化……………68		
2 電話施設の耐震化……………66	2 電話施設の耐震化……………68		
3 都市ガス施設の耐震化……………67	3 都市ガス施設の耐震化……………69		
4 上水道施設の耐震化……………68	4 上水道施設の耐震化……………70		
5 下水道施設の耐震化……………69	5 下水道施設の耐震化……………71		
6 廃棄物処理施設……………71	6 廃棄物処理施設……………71		
第5 地盤災害防止対策の推進……………72	第5 地盤災害防止対策の推進……………73		
1 地盤災害危険度の把握……………72	1 地盤災害危険度の把握……………74		
2 土地利用の適正化の誘導……………72	2 土地利用の適正化の誘導……………74		
3 斜面崩壊防止対策の推進……………67	3 斜面崩壊防止対策の推進……………74		
4 造成地災害防止対策の推進……………68	4 造成地災害防止対策の推進……………75		
5 地盤沈下防止対策の推進……………70	5 地盤沈下防止対策の推進……………75		
6 液状化防止対策等の推進……………70	6 液状化防止対策等の推進……………75		
第6 危険物等施設の安全確保……………75	第6 危険物等施設の安全確保……………77		
1 石油類等危険物施設の予防対策……………76	1 石油類等危険物施設の予防対策……………78		
2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策……………77	2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策……………79		
3 毒劇物取扱施設の予防対策……………78	3 毒劇物取扱施設の予防対策……………80		
4 放射線使用施設の予防対策……………79	4 放射線使用施設の予防対策……………81		
第3節 被害軽減への備え……………80	第3節 被害軽減への備え……………82		
第1 緊急輸送への備え……………80	第1 緊急輸送への備え……………82		
1 緊急輸送道路の指定・整備……………81	1 緊急輸送道路の指定・整備……………83		
2 ヘリポート，港湾・漁港の指定・整備……………82	2 ヘリポート，港湾・漁港の指定・整備……………84		
3 緊急輸送資機材，車両等の調達体制の整備……………82	3 緊急輸送資機材，車両等の調達体制の整備……………84		
第2 消火活動，救助・救急活動への備え……………84	第2 消火活動，救助・救急活動への備え……………86		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
1 出火予防…………… 85	1 出火予防…………… 87		
2 消防力の強化…………… 85	2 消防力の強化…………… 87		
3 救助力の強化…………… 86	3 救助力の強化…………… 88		
4 救急力の強化…………… 87	4 救急力の強化…………… 89		
5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上…………… 87	5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上…………… 89		
第3 医療救護活動への備え…………… 89	第3 医療救護活動への備え…………… 91		
1 医療救護施設の確保…………… 90	1 医療救護施設の確保…………… 92		
2 後方医療施設の整備…………… 90	2 後方医療施設の整備…………… 92		
3 医薬品等の確保…………… 93	3 医薬品等の確保…………… 95		
4 医療機関間情報網の整備…………… 93	4 医療機関間情報網の整備…………… 95		
5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… 94	5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… 96		
6 医療関係団体との協力体制の強化…………… 95	6 医療関係団体との協力体制の強化…………… 97		
7 医療ボランティアの確保…………… 95	7 医療ボランティアの確保…………… 97		
第4 被災者支援のための備え…………… 97	第4 被災者支援のための備え…………… 99		
1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… 98	1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… 100		
2 食料，生活必需品等の供給体制の整備…………… 101	2 食料，生活必需品等の供給体制の整備…………… 103		
3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… 104	3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… 106		
4 罹災証明書の交付…………… 105	4 罹災証明書の交付…………… 107		
第5 要配慮者安全確保のための備え…………… 107	第5 要配慮者安全確保のための備え…………… 109		
1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… 108	1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… 110		
2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… 109	2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… 111		
3 外国人に対する防災対策の充実…………… 110	3 外国人に対する防災対策の充実…………… 112		
第6 燃料不足への備え…………… 113	第6 燃料不足への備え…………… 115		
1 燃料の調達，供給体制の整備…………… 114	1 燃料の調達，供給体制の整備…………… 116		
2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… 114	2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… 116		
3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… 115	3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… 117		
4 平常時の心構え…………… 115	4 平常時の心構え…………… 117		
第4節 防災教育・訓練…………… 116	第4節 防災教育・訓練…………… 118		
第1 防災教育…………… 116	第1 防災教育…………… 118		
1 一般県民向けの防災教育…………… 117	1 一般県民向けの防災教育…………… 119		
2 児童生徒等に対する防災教育…………… 119	2 児童生徒等に対する防災教育…………… 120		
3 防災対策要員に対する防災教育…………… 119	3 防災対策要員に対する防災教育…………… 121		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第2 防災訓練…………… 121	第2 防災訓練…………… 123		
1 総合防災訓練…………… 122	1 総合防災訓練…………… 124		
2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練…………… 122	2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練…………… 124		
3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練…………… 123	3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練…………… 125		
第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… 125	第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… 127		
1 基礎的調査研究…………… 126	1 基礎的調査研究…………… 128		
2 防災アセスメントの実施…………… 127	2 防災アセスメントの実施…………… 129		
3 被害想定調査の実施…………… 127	3 被害想定調査の実施…………… 129		
4 災害対策に関する調査研究…………… 127	4 災害対策に関する調査研究…………… 129		
5 災害教訓の伝承…………… 128	5 災害教訓の伝承…………… 130		
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画		
第1節 初動対応……………129	第1節 初動対応……………131		
第1 職員参集・動員…………… 129	第1 職員参集・動員…………… 131		
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 130	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 132		
2 職員の動員・参集…………… 132	2 職員の動員・参集…………… 134		
第2 災害対策本部…………… 137	第2 災害対策本部…………… 139		
1 県…………… 138	1 県…………… 140		
2 市町村、指定地方行政機関等…………… 153	2 市町村、指定地方行政機関等…………… 155		
3 国の現地対策本部との連携…………… 153	3 国の現地対策本部との連携…………… 155		
4 合同調整所の設置…………… 153	4 合同調整所の設置…………… 155		
第2節 災害情報の収集・伝達……………155	第2節 災害情報の収集・伝達……………157		
第1 通信手段の確保…………… 155	第1 通信手段の確保…………… 157		
1 専用通信設備の運用…………… 156	1 専用通信設備の運用…………… 158		
2 代替通信機能の確保…………… 156	2 代替通信機能の確保…………… 158		
3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 159	3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 161		
第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… 161	第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… 163		
1 地震情報の収集・伝達…………… 163	1 地震情報の収集・伝達…………… 166		
2 被害概況の把握…………… 166	2 被害概況の把握…………… 170		
3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 168	3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 171		
4 国への報告…………… 174	4 国への報告…………… 178		
第3 災害情報の広報…………… 176	第3 災害情報の広報…………… 180		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
1 広報活動……………178	1 広報活動……………182		
2 報道機関への対応……………181	2 報道機関への対応……………185		
第3節 応援・受援……………182	第3節 応援・受援……………186		
第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保……………182	第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保……………186		
1 自衛隊に対する災害派遣要請……………183	1 自衛隊に対する災害派遣要請……………187		
2 自衛隊の判断による災害派遣……………185	2 自衛隊の判断による災害派遣……………189		
3 自衛隊受入体制の確立……………185	3 自衛隊受入体制の確立……………190		
4 災害派遣部隊の撤収要請……………188	4 災害派遣部隊の撤収要請……………192		
5 経費の負担……………188	5 経費の負担……………192		
第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行……………189	第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行……………193		
1 応援要請の実施……………190	1 応援要請の実施……………194		
2 応急措置の代行……………193	2 応急措置の代行……………197		
3 応援受入体制の確保……………193	3 応援受入体制の確保……………197		
4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保……………194	4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保……………198		
第3 他都道府県被災時の応援……………197	第3 他都道府県被災時の応援……………201		
1 他都道府県への応援・派遣……………199	1 他都道府県への応援・派遣……………201		
第4節 被害軽減対策……………199	第4節 被害軽減対策……………203		
第1 警備対策……………199	第1 警備対策……………204		
1 警備体制……………200	1 警備体制……………204		
2 警備実施……………200	2 警備実施……………204		
3 警備活動に対する援助要求……………202	3 警備活動に対する援助要求……………206		
第2 避難勧告，避難指示（緊急），誘導……………204	第2 避難勧告，避難指示（緊急），誘導……………208		
1 避難勧告，避難指示（緊急），避難準備・高齢者等避難開始……………205	1 避難勧告，避難指示（緊急），避難準備・高齢者等避難開始……………209		
2 警戒区域の設定……………207	2 警戒区域の設定……………211		
3 避難の誘導……………207	3 避難の誘導……………211		
4 指定緊急避難所……………	4 指定緊急避難場所……………212		
5 広域避難（広域一時滞在）……………208	5 広域避難（広域一時滞在）……………212		
第3 緊急輸送……………210	第3 緊急輸送……………214		
1 緊急輸送の実施……………212	1 緊急輸送の実施……………216		
2 緊急輸送のための道路の確保……………212	2 緊急輸送のための道路の確保……………216		
3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保……………214	3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保……………218		

誤字のため
（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
4 緊急輸送状況の把握…………… 218	4 緊急輸送状況の把握…………… 222		
5 交通規制…………… 218	5 交通規制…………… 222		
第4 消火活動，救助・救急活動，水防活動，海上災害対策活動…………… 222	第4 消火活動，救助・救急活動，水防活動，海上災害対策活動…………… 226		
1 消火活動…………… 223	1 消火活動…………… 227		
2 救助・救急活動…………… 225	2 救助・救急活動…………… 229		
3 水害防止活動…………… 227	3 水害防止活動…………… 231		
4 海上災害対策活動…………… 228	4 海上災害対策活動…………… 232		
第5 応急医療…………… 231	第5 応急医療…………… 235		
1 応急医療体制の確保…………… 232	1 応急医療体制の確保…………… 236		
2 応急医療活動…………… 234	2 応急医療活動…………… 238		
3 後方支援活動…………… 236	3 後方支援活動…………… 240		
第6 危険物等災害防止対策…………… 241	第6 危険物等災害防止対策…………… 245		
1 危険物等流出対策…………… 242	1 危険物等流出対策…………… 246		
2 石油類等危険物施設の安全確保…………… 243	2 石油類等危険物施設の安全確保…………… 247		
3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 243	3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 247		
4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 243	4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 247		
5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… 244	5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… 248		
第7 燃料対策…………… 245	第7 燃料対策…………… 249		
1 連絡体制の確保と情報の収集…………… 246	1 連絡体制の確保と情報の収集…………… 250		
2 重要施設への燃料の供給…………… 246	2 重要施設への燃料の供給…………… 250		
3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… 246	3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… 250		
4 燃料の確保…………… 247	4 燃料の確保…………… 251		
5 県民への広報…………… 247	5 県民への広報…………… 251		
第5節 被災者生活支援…………… 248	第5節 被災者生活支援…………… 252		
第1 被災者の把握等…………… 248	第1 被災者の把握等…………… 252		
1 避難者，疎開者，自宅被災者の把握…………… 249	1 避難者，疎開者，自宅被災者の把握…………… 253		
2 罹災証明書の交付…………… 250	2 罹災証明書の交付…………… 254		
第2 避難生活の確保，健康管理…………… 251	第2 避難生活の確保，健康管理…………… 255		
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設，運営…………… 252	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設，運営…………… 256		
2 避難所等における生活環境の整備…………… 255	2 避難所等における生活環境の整備…………… 259		
3 健康管理…………… 256	3 健康管理…………… 260		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
4 精神保健，心のケア対策…………… 257	4 精神保健，心のケア対策…………… 261		
第3 ボランティア活動の支援…………… 260	第3 ボランティア活動の支援…………… 264		
1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 261	1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 265		
2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 262	2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 266		
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達…………… 264	第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達…………… 268		
1 ニーズの把握…………… 265	1 ニーズの把握…………… 269		
2 相談窓口の設置…………… 265	2 相談窓口の設置…………… 269		
3 被災者への情報伝達…………… 266	3 被災者への情報伝達…………… 270		
4 安否情報の提供…………… 267	4 安否情報の提供…………… 271		
第5 生活救援物資の供給…………… 268	第5 生活救援物資の供給…………… 272		
1 食料，生活必需品等の供給…………… 269	1 食料，生活必需品等の供給…………… 273		
2 応急給水の実施…………… 272	2 応急給水の実施…………… 276		
第6 要配慮者安全確保対策…………… 275	第6 要配慮者安全確保対策…………… 279		
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 276	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 280		
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 277	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 281		
3 外国人に対する安全確保対策…………… 278	3 外国人に対する安全確保対策…………… 282		
第7 応急教育…………… 281	第7 応急教育…………… 285		
1 児童生徒等の安全確保…………… 282	1 児童生徒等の安全確保…………… 286		
2 応急教育…………… 283	2 応急教育…………… 287		
第8 帰宅困難者対策…………… 285	第8 帰宅困難者対策…………… 289		
1 各機関の取組…………… 285	1 各機関の取組…………… 289		
第9 義援物資対策…………… 288	第9 義援物資対策…………… 292		
1 義援物資の供給…………… 289	1 義援物資の供給…………… 293		
第10 愛玩動物の保護対策…………… 290	第10 愛玩動物の保護対策…………… 294		
1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護…………… 291	1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護…………… 295		
2 避難所における動物の適正飼養に係る措置…………… 291	2 避難所における動物の適正飼養に係る措置…………… 295		
第6節 災害救助法の適用…………… 292	第6節 災害救助法の適用…………… 296		
1 被害状況の把握及び認定…………… 293	1 被害状況の把握及び認定…………… 297		
2 救助法の適用基準…………… 294	2 救助法の適用基準…………… 298		
3 救助法の適用手続…………… 295	3 救助法の適用手続…………… 299		
4 救助法による救助…………… 296	4 救助法による救助…………… 300		
5 災害対策基金等の管理…………… 296	5 災害対策基金等の管理…………… 300		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
6 郵政事業に係る特別取扱い…………… 296	6 郵政事業に係る特別取扱い…………… 300		
第7節 応急復旧・事後処理……………298	第7節 応急復旧・事後処理……………302		
第1 建築物の応急復旧…………… 298	第1 建築物の応急復旧…………… 302		
1 応急危険度判定…………… 299	1 応急危険度判定…………… 303		
2 住宅の応急修理…………… 300	2 住宅の応急修理…………… 304		
3 応急仮設住宅の設置…………… 301	3 応急仮設住宅の設置…………… 305		
4 建築物の応急復旧への支援…………… 302	4 建築物の応急復旧への支援…………… 306		
第2 土木施設の応急復旧…………… 304	第2 土木施設の応急復旧…………… 308		
1 道路の応急復旧…………… 305	1 道路の応急復旧…………… 309		
2 港湾、漁港の応急復旧…………… 306	2 港湾、漁港の応急復旧…………… 310		
3 鉄道の応急復旧…………… 306	3 鉄道の応急復旧…………… 310		
4 その他土木施設の応急復旧…………… 314	4 その他土木施設の応急復旧…………… 318		
第3 ライフライン施設の応急復旧…………… 316	第3 ライフライン施設の応急復旧…………… 320		
1 電力施設の応急復旧…………… 317	1 電力施設の応急復旧…………… 321		
2 電話施設の応急復旧…………… 320	2 電話施設の応急復旧…………… 324		
3 都市ガス施設の応急復旧…………… 323	3 都市ガス施設の応急復旧…………… 327		
4 上水道施設の応急復旧…………… 324	4 上水道施設の応急復旧…………… 328		
5 下水道施設の応急復旧…………… 326	5 下水道施設の応急復旧…………… 330		
第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去…………… 328	第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去…………… 332		
1 災害廃棄物の処理…………… 329	1 災害廃棄物の処理…………… 333		
2 防疫…………… 331	2 防疫…………… 336		
3 障害物の除去…………… 333	3 障害物の除去…………… 338		
第5 行方不明者等の捜索…………… 335	第5 行方不明者等の捜索…………… 340		
1 行方不明者等の捜索…………… 336	1 行方不明者等の捜索…………… 341		
2 遺体の処理…………… 336	2 遺体の処理…………… 341		
3 遺体の火葬…………… 337	3 遺体の火葬…………… 342		
第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節 被災者の生活の安定化……………339	第1節 被災者の生活の安定化……………344		
第1 義援金の募集及び配分…………… 340	第1 義援金の募集及び配分…………… 344		
1 義援金の募集及び受付…………… 340	1 義援金の募集及び受付…………… 345		
2 委員会の設置…………… 340	2 委員会の設置…………… 345		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
3 義援金の保管…………… 340	3 義援金の保管…………… 345		
4 義援金の配分…………… 340	4 義援金の配分…………… 345		
第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 342	第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 347		
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… 343	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… 348		
2 災害見舞金の支給…………… 345	2 災害見舞金の支給…………… 350		
3 生活福祉資金の貸付…………… 345	3 生活福祉資金の貸付…………… 350		
4 母子寡婦福祉資金の貸付…………… 347	4 母子寡婦福祉資金の貸付…………… 352		
5 農林漁業復旧資金…………… 347	5 農林漁業復旧資金…………… 352		
6 中小企業復興資金…………… 349	6 中小企業復興資金…………… 354		
7 住宅復興資金…………… 349	7 住宅復興資金…………… 354		
第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… 351	第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… 356		
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 351	1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 356		
2 その他公共料金の特例措置…………… 352	2 その他公共料金の特例措置…………… 357		
第4 雇用対策…………… 353	第4 雇用対策…………… 358		
1 離職者への措置…………… 354	1 離職者への措置…………… 359		
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 354	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 359		
3 被災事業主に関する措置…………… 354	3 被災事業主に関する措置…………… 359		
第5 住宅建設の促進…………… 356	第5 住宅建設の促進…………… 361		
1 建設計画の作成…………… 356	1 建設計画の作成…………… 361		
2 事業の実施…………… 357	2 事業の実施…………… 362		
3 入居者の選定…………… 357	3 入居者の選定…………… 362		
第6 被災者生活再建支援法の適用…………… 358	第6 被災者生活再建支援法の適用…………… 363		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 358	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 364		
2 支援法の適用基準…………… 359	2 支援法の適用基準…………… 364		
3 支援法の適用手続…………… 359	3 支援法の適用手続…………… 365		
4 支援金の支給額…………… 361	4 支援金の支給額…………… 366		
5 支援金支給申請手続…………… 361	5 支援金支給申請手続…………… 366		
6 支援金の支給…………… 362	6 支援金の支給…………… 367		
第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 363	第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 368		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 364	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 369		
2 補助事業の適用基準…………… 364	2 補助事業の適用基準…………… 369		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元	
3	補助事業の適用手続……………	364	3	補助事業の適用手続……………	369	
4	支援金の支給額……………	365	4	支援金の支給額……………	370	
5	支援金支給申請手続……………	365	5	支援金支給申請手続……………	370	
6	支援金の支給……………	366	6	支援金の支給……………	371	
7	市町村への補助……………	366	7	市町村への補助……………	371	
第2節	被災施設の復旧……………	367	第2節	被災施設の復旧……………	372	
1	災害復旧事業計画の作成……………	368	1	災害復旧事業計画の作成……………	373	
2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成……………	368	2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成……………	373	
3	災害復旧事業の実施……………	369	3	災害復旧事業の実施……………	374	
4	解体、がれき処理……………	370	4	解体、がれき処理……………	375	
第3節	激甚災害の指定……………	372	第3節	激甚災害の指定……………	376	
1	災害調査……………	372	1	災害調査……………	376	
2	激甚災害指定の手続……………	375	2	激甚災害指定の手続……………	379	
第4節	復興計画の作成……………	376	第4節	復興計画の作成……………	380	
1	事前復興対策の実施……………	377	1	事前復興対策の実施……………	381	
2	復興対策本部の設置……………	377	2	復興対策本部の設置……………	381	
3	復興方針・計画の策定……………	378	3	復興方針・計画の策定……………	382	
4	復興事業の実施……………	378	4	復興事業の実施……………	382	
付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画			付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画			
第1章	総則……………	380	第1章	総則……………	384	
第1節	計画作成の趣旨……………	380	第1節	計画作成の趣旨……………	384	
第2節	計画作成の基本方針……………	380	第2節	計画作成の基本方針……………	384	
第2章	防災責任者が実施する事務又は業務の大綱……………	382	第2章	防災責任者が実施する事務又は業務の大綱……………	386	
第3章	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置……………	389	第3章	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置……………	393	
第1節	東海地震注意情報等の伝達……………	389	第1節	東海地震注意情報等の伝達……………	393	
第2節	警戒体制への準備……………	389	第2節	警戒体制への準備……………	393	
第3節	警戒宣言、東海地震に関する情報について……………	398	第3節	警戒宣言、東海地震に関する情報について……………	393	
第4章	警戒宣言発令時の対応措置……………	392	第4章	警戒宣言発令時の対応措置……………	396	
第1節	警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達……………	392	第1節	警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達……………	396	
第2節	警戒体制の確立……………	394	第2節	警戒体制の確立……………	398	
第3節	地震防災応急対策の実施……………	403	第3節	地震防災応急対策の実施……………	407	

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元												
<p>第4節 住民等のとるべき措置…………… <u>425</u></p> <p>第1章 総則 第3節 茨城県の地震被害 第1 地震災害の歴史 明治以降の地震</p> <table border="1" data-bbox="91 440 927 632"> <thead> <tr> <th>西 暦</th> <th>【略】</th> <th>被 害 摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011. 3. 11</td> <td>【略】</td> <td>・・・住家被害：全壊 2, 634 棟，半壊 <u>24, 994</u> 棟，一部損壊 <u>191, 263</u> 棟 床上浸水 75 棟，床下浸水 624 棟（平成 <u>31</u> 年 3 月 1 日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震 <u>2 南海トラフ地震及び首都直下地震</u> (1)南海トラフ地震 1)南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき，次の市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。</p> <hr/> <p>第4節 各機関の業務の大綱 第5 指定公共機関 東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社） 1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第1 対策に携わる組織の整備 <u>4 防災関係機関等の活動体制の整備</u> 【指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，防災上</p>	西 暦	【略】	被 害 摘 要	2011. 3. 11	【略】	・・・住家被害：全壊 2, 634 棟，半壊 <u>24, 994</u> 棟，一部損壊 <u>191, 263</u> 棟 床上浸水 75 棟，床下浸水 624 棟（平成 <u>31</u> 年 3 月 1 日）	<p>第4節 住民等のとるべき措置…………… <u>429</u></p> <p>第1章 総則 第3節 茨城県の地震被害 第1 地震災害の歴史 明治以降の地震</p> <table border="1" data-bbox="958 440 1794 632"> <thead> <tr> <th>西 暦</th> <th>【略】</th> <th>被 害 摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011. 3. 11</td> <td>【略】</td> <td>・・・住家被害：全壊 2, 634 棟，半壊 <u>24, 995</u> 棟，一部損壊 <u>191, 490</u> 棟 床上浸水 75 棟，床下浸水 624 棟（令和 <u>2</u> 年 3 月 1 日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震 <u>2 南海トラフ地震及び首都直下地震</u> (1)南海トラフ地震 1)南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき，次の市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。</p> <p><u>なお，「事前避難対象地域」については，30cm以上の津波浸水が地震発生から30分以内に生じる地域がないため，当該地域は設定しない。</u></p> <p>第4節 各機関の業務の大綱 第5 指定公共機関 東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社），<u>株式会社 J E R A</u> 1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第1 対策に携わる組織の整備 <u>4 防災関係機関等の活動体制の整備</u> 【指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，防災上</p>	西 暦	【略】	被 害 摘 要	2011. 3. 11	【略】	・・・住家被害：全壊 2, 634 棟，半壊 <u>24, 995</u> 棟，一部損壊 <u>191, 490</u> 棟 床上浸水 75 棟，床下浸水 624 棟（令和 <u>2</u> 年 3 月 1 日）	<p>10</p> <p>14</p> <p>21</p>	<p>情報の更新 （防災・危機管理課）</p> <p>事前避難対象地域の 検討結果を反映 （防災・危機管理課）</p> <p>指定公共機関の追加</p>
西 暦	【略】	被 害 摘 要													
2011. 3. 11	【略】	・・・住家被害：全壊 2, 634 棟，半壊 <u>24, 994</u> 棟，一部損壊 <u>191, 263</u> 棟 床上浸水 75 棟，床下浸水 624 棟（平成 <u>31</u> 年 3 月 1 日）													
西 暦	【略】	被 害 摘 要													
2011. 3. 11	【略】	・・・住家被害：全壊 2, 634 棟，半壊 <u>24, 995</u> 棟，一部損壊 <u>191, 490</u> 棟 床上浸水 75 棟，床下浸水 624 棟（令和 <u>2</u> 年 3 月 1 日）													

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>【重要な施設の管理者】 防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。</p> <hr/> <p>また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておくものとする。</p> <p>第2 相互応援態勢の整備 ■対策 1 応援要請・受入体制の整備 (1) 都道府県間の相互応援 【県（防災・危機管理部）】 3) 応援受入体制の整備 県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに職員への周知徹底を図る。 また、平常時から協定を締結した都道府県との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>(2) 市町村間の相互応援 【市町村】 2) 応援要請体制の整備 市町村は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに職員への周知徹底を図る。 また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>(3) 県における県内市町村の応援</p>	<p>【重要な施設の管理者】 防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。特に、人命に関わる重要な施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期復旧できるよう体制等の強化を図るものとする。</p> <p>また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておくものとする。</p> <p>第2 相互応援態勢の整備 ■対策 1 応援要請・受入体制の整備 (1) 都道府県間の相互応援 【県（防災・危機管理部）】 3) 応援受入体制の整備 県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。また、平常時から協定を締結した都道府県との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>(2) 市町村間の相互応援 【市町村】 2) 応援要請体制の整備 市町村は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>(3) 県における県内市町村の応援</p>	<p>29</p> <p>32</p> <p>33</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><u>災害時にボランティアの受け入れ，調整，紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ整備</u>するとともに，関係機関等と共同でマニュアルを作成し，ボランティアのニーズ<u>に的確に対応できる体制の構築を図るものとする。</u>その際，<u>コーディネーター</u>が行う業務は次のとおりとする。</p> <p>[<u>県の拠点施設</u>における業務]</p> <p>① 紹介先，紹介人数，活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整</p> <p>② ①に基づくボランティアの紹介</p> <p>③ 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介</p> <p>[<u>市町村の拠点施設</u>における業務]</p> <p>① 紹介先，紹介人数，活動内容等のボランティアの調整</p> <p>② ①に基づくボランティアの紹介</p> <p>③ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請</p> <p>2) ボランティアリーダーの養成</p> <p><u>災害時に，ボランティアが能力を十分に発揮し，組織的なボランティア活動が行えるよう，ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。</u></p> <p><u>3) ボランティアコーディネーターの養成</u></p> <p><u>災害時に，ボランティア活動の需給調整・行政との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために，平常時から市</u></p>	<p><u>県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は，災害時，それぞれ，「ボランティア支援本部」，「災害ボランティアセンター」における，ボランティアの受け入れ，調整，紹介を組織として一元化して行えるよう，あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化を</u>するとともに，関係機関等と共同でマニュアルを作成し，ボランティアのニーズへの<u>的確な対応を図るものとする。</u>その際，<u>ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンター</u>が行う業務は次のとおりとする。</p> <p>[<u>ボランティア支援本部</u>における業務]</p> <p>① 紹介先，紹介人数，活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整</p> <p>② ①に基づくボランティアの紹介</p> <p>③ 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介</p> <p>[<u>災害ボランティアセンター</u>における業務]</p> <p>① 紹介先，紹介人数，活動内容等のボランティアの調整</p> <p>② ①に基づくボランティアの紹介</p> <p>③ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請</p> <p>2) ボランティアリーダーの養成</p> <p><u>県社会福祉協議会は，災害時に，ボランティアが能力を十分に発揮し，組織的なボランティア活動が行えるよう，ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>40 ～ 41</p>	<p>ボランティア活動の促進に関する見直し（福祉指導課）</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><u>町村社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。</u></p> <p>4) 一般ボランティアの登録</p> <p>災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市町村社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(6) 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>【県（県民生活環境部，保健福祉部，教育庁），市町村，県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会】</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第2節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1 防災まちづくりの推進</p> <p>3 防災拠点の整備</p> <p>(1) 県の防災活動拠点の整備及び指定</p> <p>【県（防災・危機管理部，農林水産部，土木部）】</p> <p>4) 港湾・漁港における防災拠点等の整備</p> <p>港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、災害直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくた</p>	<hr/> <p>3) 一般ボランティアの登録</p> <p><u>県社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市町村社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。</u></p> <p>4) 専門的知識等を有するボランティアの養成及び確保</p> <p><u>県は、ボランティア活動が被災者の需要に的確に対応したものとなるよう、被災者の支援に関する専門的知識等を有する人材の養成及び確保を図る。</u></p> <p>(6) 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>【県（県民生活環境部，保健福祉部，教育庁），市町村，県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会】</p> <p>4) 被災者支援の迅速・適切な実施</p> <p><u>インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実，資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進，ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより，被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。</u></p> <p>第2節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1 防災まちづくりの推進</p> <p>3 防災拠点の整備</p> <p>(1) 県の防災活動拠点の整備及び指定</p> <p>【県（防災・危機管理部，農林水産部，土木部）】</p> <p>4) 港湾・漁港における防災拠点等の整備</p> <p>港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、災害直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくた</p>	<p>41 ～ 42</p>	<p>ボランティア活動の促進に関する見直し（福祉指導課）</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																			
<p><u>ための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を2か所、地域災害拠点病院を16か所指定している。</u></p> <p><u>災害拠点病院としては次の支援機能を有することとしている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能。 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応。 自己完結型の医療救護チームの派遣機能。 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能。 研修機能（基幹災害拠点病院のみ） <p>災害拠点病院の整備基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造、患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペース、電気等のライフラインの維持機能、ヘリポート等の施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備、自己完結型の医療救護に対応できる携行用の応急医療資器材等の設備整備を促進する。</p> <p>また、災害拠点病院においては、食料、飲料水、医薬品、非常用電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。</p> <p>（指定状況）</p> <hr/> <p>※抜粋</p> <table border="1" data-bbox="91 1225 835 1390"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療圏</th> <th>医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域</td> <td rowspan="3">鹿行</td> <td>土浦協同病院なめがた地域医療センター</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団善仁会 小山記念病院</td> </tr> <tr> <td>神栖済生会病院</td> </tr> </tbody> </table>	区分	医療圏	医療機関名	地域	鹿行	土浦協同病院なめがた地域医療センター	医療法人社団善仁会 小山記念病院	神栖済生会病院	<p>病院を指定する。</p> <p><u>（災害拠点病院の主な機能）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療。 被災地からの重症傷病者の受入れ。 傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送。 DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣。 DMAT等の受入れ。 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し。 研修機能（基幹災害拠点病院のみ） <p>災害拠点病院の指定基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造、<u>（削除）</u>、<u>自家発電機及び3日分程度の備蓄燃料、3日分の容量の受水槽（又は井戸設備）の設備整備</u>、ヘリポート等の施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、<u>（削除）</u>自己完結型の医療に対応できる携行用の応急医療資器材等の設備整備を促進する。</p> <p>また、災害拠点病院においては、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）の習熟に努めるほか</u>、食料、飲料水、医薬品、非常用電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。</p> <p>（指定状況）</p> <p><u>基幹災害拠点病院:2 地域災害拠点病院:16</u></p> <p>※抜粋</p> <table border="1" data-bbox="958 1225 1702 1469"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療圏</th> <th>医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域</td> <td rowspan="3">鹿行</td> <td><u>（削除）</u></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団善仁会 小山記念病院</td> </tr> <tr> <td>神栖済生会病院</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>取手・竜ヶ崎</td> <td>JA とりで総合医療センター つくばセントラル病院</td> </tr> </tbody> </table>	区分	医療圏	医療機関名	地域	鹿行	<u>（削除）</u>	医療法人社団善仁会 小山記念病院	神栖済生会病院	〃	取手・竜ヶ崎	JA とりで総合医療センター つくばセントラル病院	<p>91</p>	<p>情報の更新 （厚生総務課）</p> <p>災害拠点病院に係る 情報の更新 （厚生総務課）</p>
区分	医療圏	医療機関名																				
地域	鹿行	土浦協同病院なめがた地域医療センター																				
		医療法人社団善仁会 小山記念病院																				
		神栖済生会病院																				
区分	医療圏	医療機関名																				
地域	鹿行	<u>（削除）</u>																				
		医療法人社団善仁会 小山記念病院																				
		神栖済生会病院																				
〃	取手・竜ヶ崎	JA とりで総合医療センター つくばセントラル病院																				

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元										
<p>第3節 被害軽減への備え 第3 医療救護活動への備え ※抜粋 (指定状況)</p> <table border="1" data-bbox="91 432 680 512"> <tr> <td>21</td> <td>つくばセントラル病院</td> </tr> </table> <p>第4 被災者支援のための備え ■対策 2 食料，生活必需品等の供給体制の整備 (1)食料の備蓄並びに調達体制の整備 ① 公的備蓄 【県（防災・危機管理部，土木部）】 (イ)生活必需品等 ～，トイレットペーパー _____ 等 なお，品目については，～ アレルギー対策 _____ 等を考慮し，選定・更新を行っていくものとする。</p> <p>② 流通在庫備蓄 【県（防災・危機管理部）】 (イ)生活必需品等 ・ 日用品雑貨（～，マスク _____，ガムテープ） なお，品目については，～ アレルギー対策 _____ 等を考慮し，選定・更新を行っていくものとする。 【市町村】 なお，備蓄・調達品目の設定においては，高齢者や障害者等の要配慮者への配慮，アレルギー対策 _____ 等を考慮するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="91 1374 562 1414"> <tr> <td>3. 応急給水・応急復旧体制の整備</td> </tr> </table> <p>(2)応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備 【県（防災・危機管理部，保健福祉部，水道事業者等）】</p>	21	つくばセントラル病院	3. 応急給水・応急復旧体制の整備	<table border="1" data-bbox="958 209 1704 248"> <tr> <td></td> <td>牛久愛和総合病院</td> </tr> </table> <p>第3節 被害軽減への備え 第3 医療救護活動への備え ※抜粋 (指定状況)</p> <table border="1" data-bbox="958 440 1550 520"> <tr> <td>21</td> <td>つくばセントラル病院</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>牛久愛和総合病院</td> </tr> </table> <p>第4 被災者支援のための備え ■対策 2 食料，生活必需品等の供給体制の整備 (1)食料の備蓄並びに調達体制の整備 ① 公的備蓄 【県（防災・危機管理部，土木部）】 (イ)生活必需品等 ～，トイレットペーパー，マスク，消毒液等 なお，品目については，～ アレルギー対策，感染症対策等を考慮し，選定・更新を行っていくものとする。</p> <p>② 流通在庫備蓄 【県（防災・危機管理部）】 (イ)生活必需品等 ・ 日用品雑貨（～，マスク，消毒液，ガムテープ） なお，品目については，～ アレルギー対策，感染症対策等を考慮し，選定・更新を行っていくものとする。 【市町村】 なお，備蓄・調達品目の設定においては，高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や，アレルギー対策，感染症対策等を考慮するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="958 1382 1431 1422"> <tr> <td>3. 応急給水・応急復旧体制の整備</td> </tr> </table> <p>(2)応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備</p>		牛久愛和総合病院	21	つくばセントラル病院	22	牛久愛和総合病院	3. 応急給水・応急復旧体制の整備	<p>92</p> <p>102</p> <p>105</p>	<p>災害拠点病院に係る情報の更新 (厚生総務課)</p> <p>感染症対策の拡充 (防災・危機管理課)</p> <p>組織改編（水政課）</p>
21	つくばセントラル病院												
3. 応急給水・応急復旧体制の整備													
	牛久愛和総合病院												
21	つくばセントラル病院												
22	牛久愛和総合病院												
3. 応急給水・応急復旧体制の整備													

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第3節 被害軽減への備え 第5 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>■対策 <u>(新設)</u></p> <p>3 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>第4節 防災教育・訓練 第1 防災教育</p> <p>■対策 1 一般県民向けの防災教育 (1) 普及啓発すべき内容 1) 「自助」「共助」の推進 ① 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄 非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等についても推進する。</p> <hr/> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策計画 第1 職員参集・動員</p> <p>■対策 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は県内での地震の揺れの規模、津波の予</p>	<p>【県（防災・危機管理部，<u>県民生活環境部</u>，水道事業者等）</p> <p>第3節 被害軽減への備え 第5 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>■対策 3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保 <u>災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の研修</u> 【県（保健福祉部），市町村】 <u>県及び市町村は，避難所等で福祉的支援を行う DWAT が災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう，DWAT に参加する福祉専門職，避難所運営の関係者に対する研修を推進するものとする。</u></p> <p>4 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>第4節 防災教育・訓練 第1 防災教育</p> <p>■対策 1 一般県民向けの防災教育 (1) 普及啓発すべき内容 1) 「自助」「共助」の推進 ① 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄 非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等についても推進する。 <u>また，自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。</u></p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策計画 第1 職員参集・動員</p> <p>■対策 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は県内での地震の揺れの規模、津波の予</p>	<p>110</p> <p>110</p> <p>117</p>	<p>(生活衛生課)</p> <p>基本協定締結に伴う記載（福祉指導課）</p> <p>番号ずれ</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元																																										
<p>報、災害の状況等により次のとおり定める。</p> <table border="1" data-bbox="152 375 768 1061"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>組織編成</th> <th>役割</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務部</td> <td>災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業戦略部</td> <td>産業戦略部</td> <td>被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。</td> <td>産業戦略課</td> </tr> <tr> <td>産業戦略部</td> <td>被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。</td> <td>産業戦略課</td> </tr> <tr> <td>産業戦略部</td> <td>被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。</td> <td>産業戦略課</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	組織編成	役割	担当部署	総務部	総務部	災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。	総務課	総務部	災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。	総務課	産業戦略部	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課	<p>報、災害の状況等により次のとおり定める。</p> <table border="1" data-bbox="1008 359 1646 1045"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>組織編成</th> <th>役割</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務部</td> <td>災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業戦略部</td> <td>産業戦略部</td> <td>被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。</td> <td>産業戦略課</td> </tr> <tr> <td>産業戦略部</td> <td>被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。</td> <td>産業戦略課</td> </tr> <tr> <td>産業戦略部</td> <td>被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。</td> <td>産業戦略課</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	組織編成	役割	担当部署	総務部	総務部	災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。	総務課	総務部	災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。	総務課	産業戦略部	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課	130	南海トラフ地震情報発表時の文言の修正 (防災・危機管理課)
部局名	組織編成	役割	担当部署																																										
総務部	総務部	災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。	総務課																																										
	総務部	災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。	総務課																																										
産業戦略部	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課																																										
	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課																																										
	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課																																										
部局名	組織編成	役割	担当部署																																										
総務部	総務部	災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。	総務課																																										
	総務部	災害発生時の連絡調整、情報収集、広報活動等を行う。	総務課																																										
産業戦略部	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課																																										
	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課																																										
	産業戦略部	被災事業者の支援、被災事業者の状況把握等を行う。	産業戦略課																																										
<p>付表 ※抜粋</p> <table border="1" data-bbox="89 1141 929 1388"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部局名</th> <th colspan="2">事前配備体制</th> </tr> <tr> <th>事前配備 1</th> <th>事前配備 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業戦略部</td> <td></td> <td> <u>プロモーション戦略チーム 2</u> <u>観光物産課 3</u> <hr/> <hr/> </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	事前配備体制		事前配備 1	事前配備 2	営業戦略部		<u>プロモーション戦略チーム 2</u> <u>観光物産課 3</u> <hr/> <hr/>	<p>付表 ※抜粋</p> <table border="1" data-bbox="963 1141 1803 1388"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部局名</th> <th colspan="2">事前配備体制</th> </tr> <tr> <th>事前配備 1</th> <th>事前配備 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業戦略部</td> <td></td> <td> <u>営業企画課 3</u> <u>プロモーションチーム 2</u> <u>立地整備課 1</u> <u>宅地整備販売課 1</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	事前配備体制		事前配備 1	事前配備 2	営業戦略部		<u>営業企画課 3</u> <u>プロモーションチーム 2</u> <u>立地整備課 1</u> <u>宅地整備販売課 1</u>	131	組織改編 (防災・危機管理課)																										
部局名		事前配備体制																																											
	事前配備 1	事前配備 2																																											
営業戦略部		<u>プロモーション戦略チーム 2</u> <u>観光物産課 3</u> <hr/> <hr/>																																											
部局名	事前配備体制																																												
	事前配備 1	事前配備 2																																											
営業戦略部		<u>営業企画課 3</u> <u>プロモーションチーム 2</u> <u>立地整備課 1</u> <u>宅地整備販売課 1</u>																																											

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
産業戦略部		産業政策課 技術革新課 <u>産業基盤課</u> <u>土地販売推進課</u>	3 1 1 1	産業戦略部		産業政策課 技術革新課 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	3 1 1	139	表現の変更 (防災・危機管理課)
(下水道事務所)		鹿島下水道事務所 流域下水道事務所 (浄化センターを除く) 流域下水道事務所の浄化センタ ー各4名	4 6 16	(下水道事務所)		鹿島下水道事務所 流域下水道事務所 (浄化センターを除く) 流域下水道事務所の浄化センタ ー各4名	4 4 16		
<p>第2 災害対策本部</p> <p>■対策</p> <p>1 県</p> <p>(2)設置基準</p> <p>1)災害警戒本部設置基準 (略)</p> <p>② 津波警報が発表された場合であって、防災・危機管理部長が必要と認めたとき</p> <p><u>③ 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表された場合であって、防災・危機管理部長が必要と認めたとき</u></p> <p>④ その他防災・危機管理部長が必要と認めた場合</p> <p>(3)組織</p> <p>1)災害警戒本部 (略)</p>				<p>第2 災害対策本部</p> <p>■対策</p> <p>1 県</p> <p>(2)設置基準</p> <p>1)災害警戒本部設置基準 (略)</p> <p>② 津波警報が発表された場合であって、防災・危機管理部長が必要と認めたとき</p> <p><u>③ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合であって、防災・危機管理部長が必要と認めたとき</u></p> <p>④ その他防災・危機管理部長が必要と認めた場合</p> <p>(3)組織</p> <p>1)災害警戒本部 (略)</p>					

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元																																																																																																																																																																								
<p>(災害警戒本部本部員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>市内電話番号</th> <th>職 名</th> <th>市内電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務課長</td><td>2881</td><td>森村水産課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>総務課副課長</td><td>2882</td><td>土木課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課長</td><td>2883</td><td>消防・防災課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2884</td><td>企画課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2885</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2886</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2887</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2888</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2889</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2890</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2891</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2892</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2893</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2894</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2895</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2896</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2897</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2898</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2899</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2900</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> </tbody> </table>	職 名	市内電話番号	職 名	市内電話番号	総務課長	2881	森村水産課長	2881	総務課副課長	2882	土木課長	2881	庶務課長	2883	消防・防災課長	2881	庶務課副課長	2884	企画課長	2881	庶務課副課長	2885	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2886	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2887	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2888	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2889	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2890	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2891	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2892	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2893	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2894	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2895	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2896	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2897	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2898	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2899	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2900	企画課副課長	2881	<p>(災害警戒本部本部員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>市内電話番号</th> <th>職 名</th> <th>市内電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務課長</td><td>2881</td><td>森村水産課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>総務課副課長</td><td>2882</td><td>土木課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課長</td><td>2883</td><td>消防・防災課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2884</td><td>企画課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2885</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2886</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2887</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2888</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2889</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2890</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2891</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2892</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2893</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2894</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2895</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2896</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2897</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2898</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2899</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> <tr><td>庶務課副課長</td><td>2900</td><td>企画課副課長</td><td>2881</td></tr> </tbody> </table>	職 名	市内電話番号	職 名	市内電話番号	総務課長	2881	森村水産課長	2881	総務課副課長	2882	土木課長	2881	庶務課長	2883	消防・防災課長	2881	庶務課副課長	2884	企画課長	2881	庶務課副課長	2885	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2886	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2887	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2888	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2889	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2890	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2891	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2892	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2893	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2894	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2895	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2896	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2897	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2898	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2899	企画課副課長	2881	庶務課副課長	2900	企画課副課長	2881	140	組織改編 (防災・危機管理課)
職 名	市内電話番号	職 名	市内電話番号																																																																																																																																																																								
総務課長	2881	森村水産課長	2881																																																																																																																																																																								
総務課副課長	2882	土木課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課長	2883	消防・防災課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2884	企画課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2885	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2886	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2887	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2888	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2889	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2890	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2891	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2892	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2893	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2894	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2895	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2896	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2897	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2898	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2899	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2900	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
職 名	市内電話番号	職 名	市内電話番号																																																																																																																																																																								
総務課長	2881	森村水産課長	2881																																																																																																																																																																								
総務課副課長	2882	土木課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課長	2883	消防・防災課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2884	企画課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2885	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2886	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2887	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2888	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2889	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2890	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2891	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2892	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2893	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2894	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2895	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2896	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2897	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2898	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2899	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
庶務課副課長	2900	企画課副課長	2881																																																																																																																																																																								
<p>2) 災害対策本部 (1) 組織系統</p>	<p>2) 災害対策本部 (1) 組織系統</p>	141	組織改編 (防災・危機管理課)																																																																																																																																																																								

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><事務局組織> (略)</p>											
課長補佐 (総務課)	防災・危機管理課長補佐 (総務課)	生活文化課課長補佐	行政総務課員 1人 総務課員 1人 生活文化課員 1人 農産物振興課員 1人 防災・危機管理課員 4人 建設安全課員 2人 土木防災課員 1人 防災課員 1人 消防課員 1人 農産物課員 1人	1 災害対策本部会議の開催に関すること。 2 災害対策本部及び事務局の運営に関すること。 3 事務局各課間の連絡調整に関すること。 4 その他事務局が所管に係る業務に関すること。 (記録係) 災害対策本部及び事務局の活動等の記録に関すること。	課長補佐 (総務課)	防災・危機管理課長補佐 (総務課)	生活文化課課長補佐	行政総務課員 1人 総務課員 1人 生活文化課員 1人 農産物振興課員 1人 防災・危機管理課員 4人 建設安全課員 2人 土木防災課員 1人 防災課員 1人 消防課員 1人 農産物課員 1人	1 災害対策本部会議の開催に関すること。 2 災害対策本部及び事務局の運営に関すること。 3 事務局各課間の連絡調整に関すること。 4 その他事務局が所管に係る業務に関すること。 (記録係) 災害対策本部及び事務局の活動等の記録に関すること。	142 ～ 145	組織改編 (防災・危機管理課)
課長補佐 (防災課)	防災課員 1人 建設安全課員 1人 農産物課員 1人	建設課員 1人 防災課員 1人 土木防災課員 1人 防災課員 1人 消防課員 1人 農産物課員 1人	1 防災関係機関からの災害情報、電力情報その他の災害情報収集及び伝達に関すること。 2 本県防災事務局からの情報伝達に関すること。 3 本県が組織した災害情報センターとして次に掲げるものの収集に関すること。 (1) 河川、ダム施設、堤防及び堤防・決壊関係情報。 (2) 農林水産関係情報。 (3) 農業及び工業関係情報。 (4) 災害救助、医療、保健等関係情報。 (5) 教育関係情報。 (6) 警備関係情報。 4 災害情報の各部署への伝達に関すること。 5 防災行政業務の管理及び運用に関すること。 6 災害情報の整理及び記録に関すること。 7 災害関係資料の作成に関すること。	課長補佐 (防災課)	防災課員 1人 建設安全課員 1人 農産物課員 1人	建設課員 1人 防災課員 1人 土木防災課員 1人 防災課員 1人 消防課員 1人 農産物課員 1人	1 防災関係機関からの災害情報、電力情報その他の災害情報収集及び伝達に関すること。 2 本県防災事務局からの情報伝達に関すること。 3 本県が組織した災害情報センターとして次に掲げるものの収集に関すること。 (1) 河川、ダム施設、堤防及び堤防・決壊関係情報。 (2) 農林水産関係情報。 (3) 農業及び工業関係情報。 (4) 災害救助、医療、保健等関係情報。 (5) 教育関係情報。 (6) 警備関係情報。 4 災害情報の各部署への伝達に関すること。 5 防災行政業務の管理及び運用に関すること。 6 災害情報の整理及び記録に関すること。 7 災害関係資料の作成に関すること。				

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課	防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課	142 ～ 145	組織改編 (防災・危機管理課)
防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課	防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課		
防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課	防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課		
防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課	防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課		
防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課	防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課		
防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課	防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課		
防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課	防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課		
防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課	防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課		
防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課	防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課		
防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課	防災課	消防安全課	消防安全課	消防安全課		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

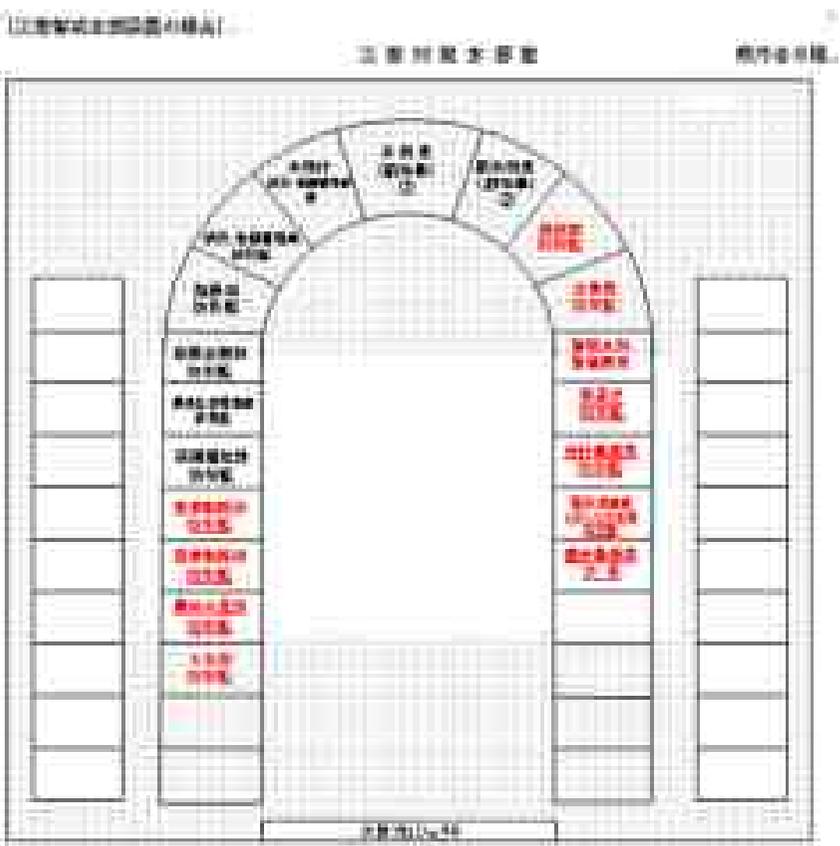
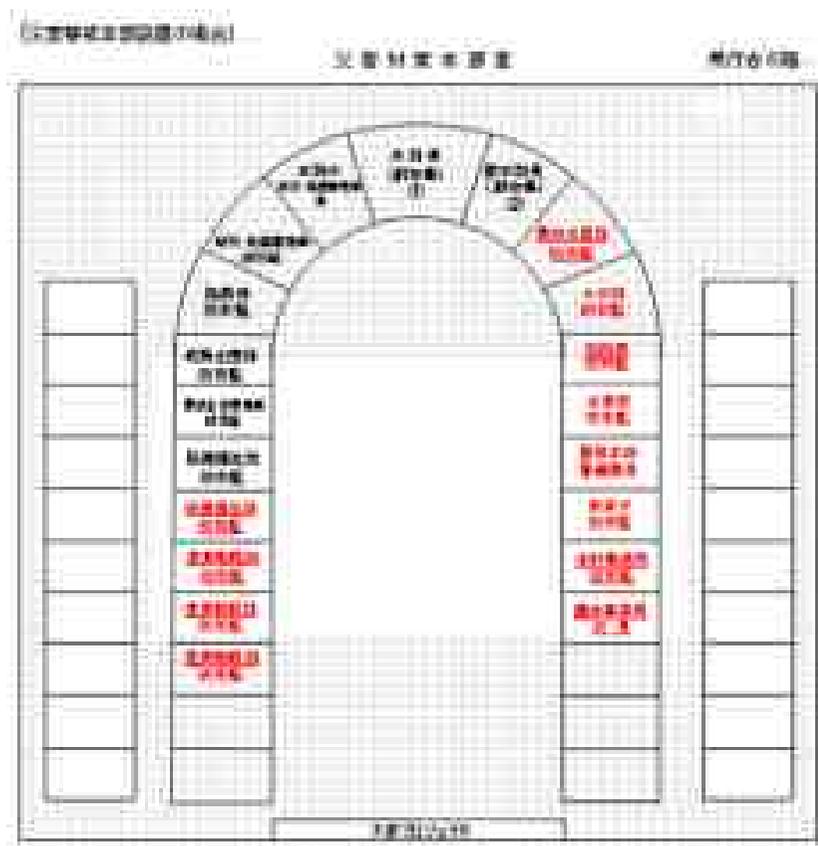
改定前					改定後					現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
県庁内 防災課 防災課長	県庁内 安全対策課 課長	県庁内 安全対策課 課長 （副課長）	県庁内 安全対策課 課長 副課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長	1. 県庁内防災課長、副課長等との連絡調整に関すること。 2. 緊急時における防災対策の推進に関すること。 3. 防災対策推進の推進に関すること。 4. その他必要な事項から特に指定されたこと。	県庁内 防災課 防災課長	県庁内 安全対策課 課長	県庁内 安全対策課 課長 副課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長	1. 県庁内防災課長、副課長等との連絡調整に関すること。 2. 緊急時における防災対策の推進に関すること。 3. 防災対策推進の推進に関すること。 4. その他必要な事項から特に指定されたこと。			
広域部 防災課 課長	広域部 防災課 課長 副課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長	広域部 防災課 課長 副課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長	1. 広域部防災課長、副課長等との連絡調整に関すること。 2. 緊急時における防災対策の推進に関すること。 3. 防災対策推進の推進に関すること。 4. その他必要な事項から特に指定されたこと。		広域部 防災課 課長	広域部 安全対策課 課長	広域部 安全対策課 課長 副課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長	1. 広域部防災課長、副課長等との連絡調整に関すること。 2. 緊急時における防災対策の推進に関すること。 3. 防災対策推進の推進に関すること。 4. その他必要な事項から特に指定されたこと。			
県庁内 防災課 課長	県庁内 安全対策課 課長	県庁内 安全対策課 課長 副課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長	1. 県庁内防災課長、副課長等との連絡調整に関すること。 2. 緊急時における防災対策の推進に関すること。 3. 防災対策推進の推進に関すること。 4. その他必要な事項から特に指定されたこと。		県庁内 防災課 課長	県庁内 安全対策課 課長	県庁内 安全対策課 課長 副課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長	1. 県庁内防災課長、副課長等との連絡調整に関すること。 2. 緊急時における防災対策の推進に関すること。 3. 防災対策推進の推進に関すること。 4. その他必要な事項から特に指定されたこと。			
運動部 総務課 課長	運動部 総務課 課長 副課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長	運動部 総務課 課長 副課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長	1. 防災対策推進の推進に関すること。 2. 緊急時における防災対策の推進に関すること。 3. 防災対策推進の推進に関すること。 4. その他必要な事項から特に指定されたこと。		運動部 総務課 課長	運動部 安全対策課 課長	運動部 安全対策課 課長 副課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長 防災対策課長	1. 防災対策推進の推進に関すること。 2. 緊急時における防災対策の推進に関すること。 3. 防災対策推進の推進に関すること。 4. その他必要な事項から特に指定されたこと。			

142 組織改編
～
145 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
地 方 組 織	〔東北担当〕	〔東北担当〕8名、 県土防災センター2名 県民福祉課長補佐。	同上。	〔東北担当〕	〔東北担当〕8名、 県土防災センター2名 県民福祉課長補佐。	同上。	142 ～ 145	組織改編 (防災・危機管理課)	
	〔東行担当〕	〔東行担当〕10名、 県行県民センター5名 県民福祉課長補佐。		〔東行担当〕	〔東行担当〕10名、 県行県民センター5名 県民福祉課長補佐。				
	〔東南担当〕	〔東南担当〕10名、 県南県民センター5名 県民福祉課長補佐。		〔東南担当〕	〔東南担当〕10名、 県南県民センター5名 県民福祉課長補佐。				
	〔東西担当〕	〔東西担当〕10名、 県西県民センター5名 県民福祉課長補佐。		〔東西担当〕	〔東西担当〕10名、 県西県民センター5名 県民福祉課長補佐。				
<p>(5) 本部設置 2) 災害対策本部室及び災害対策室の設営配置</p>				<p>(5) 本部設置 2) 災害対策本部室及び災害対策室の設営配置</p>				148	組織改編 (防災・危機管理課)

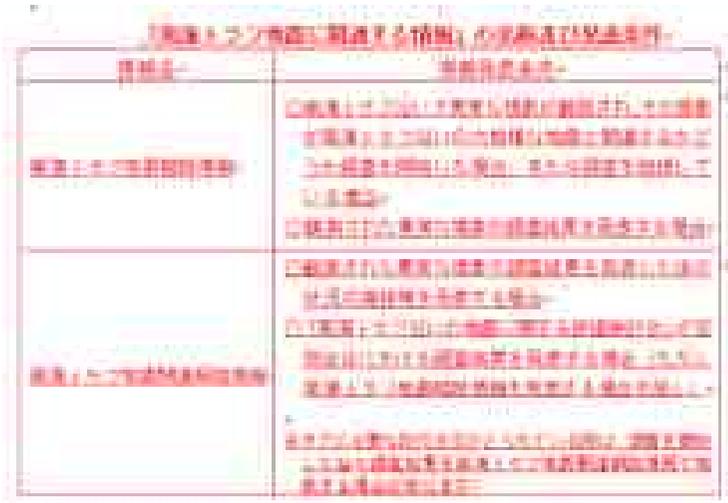
茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
		<p>149</p>	<p>組織改編 (防災・危機管理課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

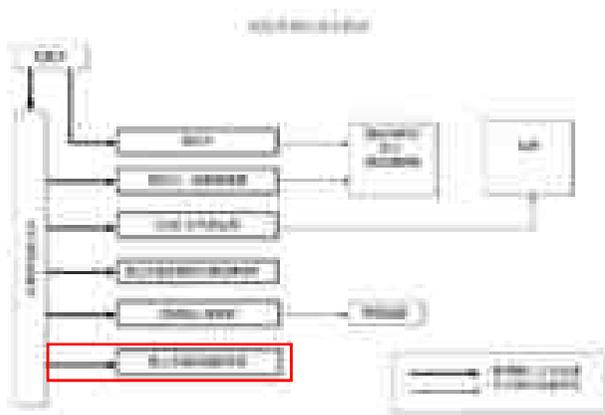
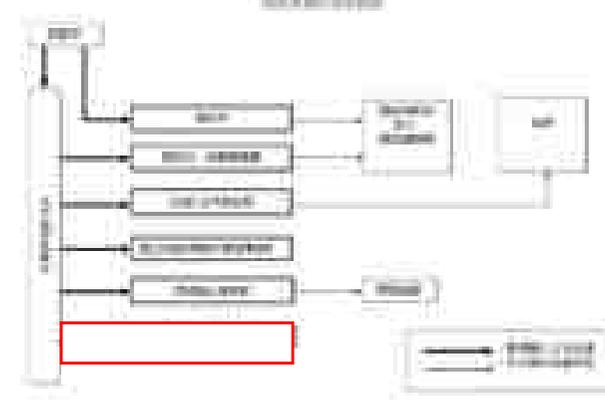
改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p style="text-align: center;">茨城県災害対策室配置概要図 ※抜粋</p>  <p>第2節 災害情報の収集・伝達 第2 災害情報の収集・伝達・報告 1 地震情報の収集・伝達 (1) 地震情報の収集 (略)</p> <p>【新規】</p>	<p style="text-align: center;">茨城県災害対策室配置概要図 ※抜粋</p>  <p>第2節 災害情報の収集・伝達 第2 災害情報の収集・伝達・報告 1 地震情報の収集・伝達 (1) 地震情報の収集 (略)</p> <p>1) 南海トラフ地震に関する情報 <u>南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピンとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。</u> <u>気象庁では、この境界沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意</u></p>	<p>150</p> <p>164</p>	<p>組織改編 (防災・危機管理課)</p> <p>南海トラフ地震関連情報の記載 (水戸地方気象台) (防災・危機管理課)</p>

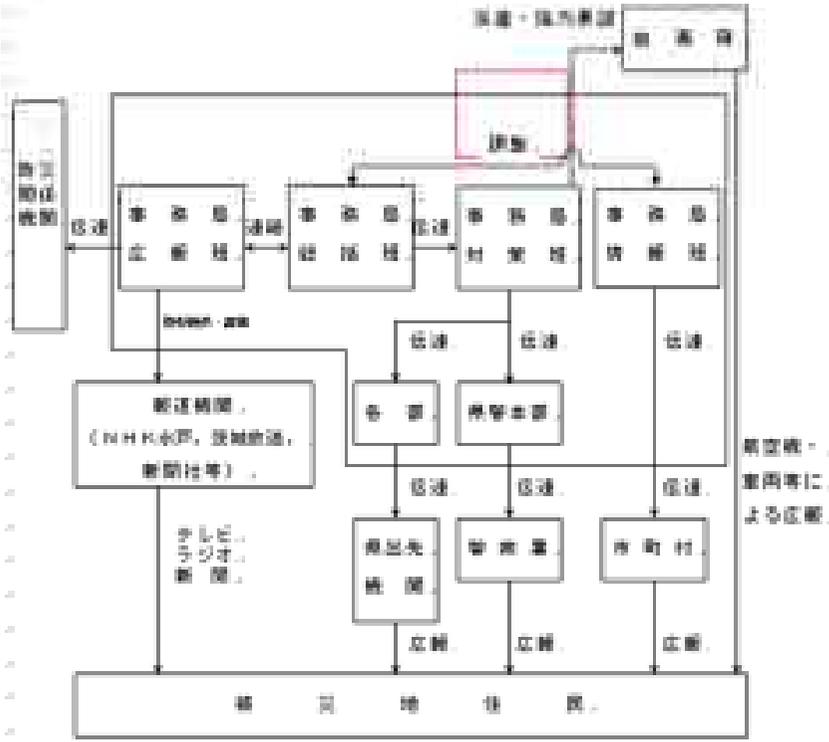
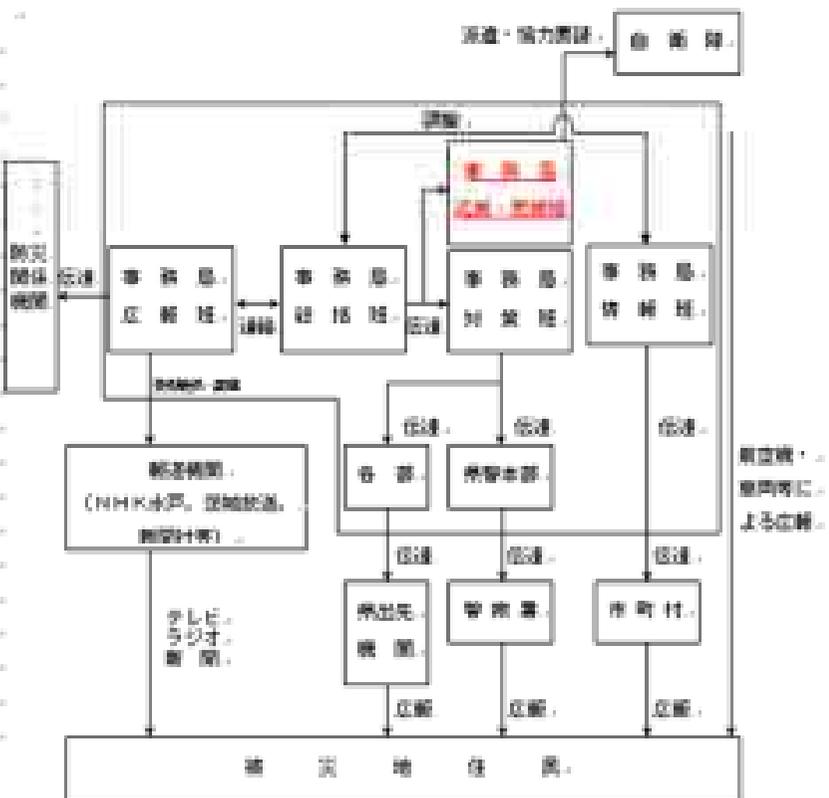
茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
	<p><u>な変化を観測した場合に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、検討会において大規模な地震の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合等に「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。</u></p> <p><u>当該情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応についての指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとなっている。</u></p> 	164	<p>南海トラフ地震関連情報の記載 （水戸地方気象台） （防災・危機管理課）</p>

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
	 <p>※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。</p> <p>※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。</p> <p>※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。</p> <p>※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。</p>	164	南海トラフ地震関連情報の記載 (水戸地方気象台) (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>(2) 地震情報の伝達 1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p>  <p>2 被害概況の把握</p> <p>(5) 市町村の行政機能の確保状況の把握 県は、報告内容について、直ちに総務省自治行政局市町村課に報告する。 なお、県は、報告対象市町村からの報告がない場合には、電話さらには職員の現地派遣等により直接的に当該市町村の状況把握を実施し、遅くとも発災後 24 時間以内には全ての報告対象市町村について総務省に報告する_____。</p> <p>第3 災害情報の広報</p> <p>(4) 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施 県、市町村、防災関係機関は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平時より実施_____するものとする。</p>	<p>(2) 地震情報の伝達 1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p>  <p>2 被害概況の把握</p> <p>(5) 市町村の行政機能の確保状況の把握 県は、報告内容について、直ちに総務省自治行政局市町村課に報告する。 なお、県は、報告対象市町村からの報告がない場合には、電話さらには職員の現地派遣等により直接的に当該市町村の状況把握を実施し、遅くとも発災後 24 時間以内には全ての報告対象市町村について総務省に報告する<u>とともに、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>第3 災害情報の広報</p> <p>(4) 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施 県、市町村、防災関係機関は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平時より実施<u>し、実効性の確保に留意するものとする。</u></p>	<p>166</p> <p>168</p> <p>176</p>	<p>陸上自衛隊施設学校への情報伝達を終了（水戸地方気象台）</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>(2) 広報手段 広報活動実施系統図</p>  <p>2) 独自の手段による広報 (略) ⑧ 立看板, 掲示板</p> <hr/> <p>第4節 被害軽減対策</p>	<p>(2) 広報手段 広報活動実施系統図</p>  <p>2) 独自の手段による広報 (略) ⑧ 立看板, 掲示板 ⑨ IP通信網, ケーブルテレビ網</p> <p>第4節 被害軽減対策</p>	<p>179</p> <p>182</p>	<p>組織改編 (防災・危機管理課)</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第6 危険物等災害防止対策 ■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(5) <u>有害物資</u>の漏えい及び石綿飛散防止対策</p> <p>第7 燃料対策 ■対策</p> <p>2 重要施設への燃料の供給</p> <p>(2) 重要施設への燃料の供給 ・・・県域において、燃料の調達が困難であると判断した場合には、「4 燃料の確保」のとおり対応する。 _____</p> <hr/> <p>第5節 被災者生活支援 第2 避難生活の確保、健康管理 ■対策</p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 1) 基本事項 ③災害救助法による（後略） イ 限度額 (ア) 基本額 避難所設置費 1人1日当たり <u>320</u>円</p> <p>2 避難所等における生活環境の整備</p> <p>(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及 県及び市町村は、インフルエンザ等の感染予防のため手洗い、うがい _____、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導</p>	<p>第6 危険物等災害防止対策 ■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(5) <u>有害物質</u>の漏えい及び石綿飛散防止対策</p> <p>第7 燃料対策 ■対策</p> <p>2 重要施設への燃料の供給</p> <p>(2) 重要施設への燃料の供給 ・・・県域において、燃料の調達が困難であると判断した場合には、「4 燃料の確保」のとおり対応する。 <u>なお、県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p> <p>第5節 被災者生活支援 第2 避難生活の確保、健康管理 ■対策</p> <p>1 指定緊急避難所及び指定避難所の開設、運営</p> <p>(1) 指定緊急避難所及び指定避難所の開設 1) 基本事項 ③災害救助法による（後略） イ 限度額 (ア) 基本額 避難所設置費 1人1日当たり <u>330</u>円</p> <p>2 避難所等における生活環境の整備</p> <p>(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及 県及び市町村は、インフルエンザ等の感染予防のため手洗い、うがい <u>や咳エチケット</u>、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導</p>	<p>242</p> <p>246</p> <p>253</p> <p>256</p>	<p>表記の修正 （環境対策課）</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>災害救助法等の改正</p> <p>感染症対策の拡充 （疾病対策課）</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>や健康教育を行う。</p> <p>3 健康管理 (2) 避難所の感染症対策 【県（保健福祉部），市町村】 また，避難所感染症サーベイランスを行い，感染症発生状況を把握し，感染症の拡大防止に努める。 <u>（新設）</u></p> <p>第3 ボランティア活動の支援 ■基本事項 1 趣 旨 大規模な災害が発生した場合，災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには，県，市町村及び防災関係機関だけでは，十分に対応できないことが予想される。 このため，県及び市町村は，<u>被災者の生活支援のため</u>，ボランティアの協力を得ることにより<u>被害拡大の防止を</u> 図るものとする。</p> <p>■対 策 1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営 (1) 受入体制の確保 災害発生後，被災市町村社会福祉協議会に<u>ボランティア現地本部</u>を設置するとともに，県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して，ボランティアの受入体制を確保する。</p> <p>(2) 「受入窓口」の運営 1) <u>ボランティア現地本部</u>における活動内容 被災市町村社会福祉協議会が運営する<u>ボランティア現地本部</u>における主な活動内容は，次に示すとおりである。 ① 市町村及び関係機関からの情報収集</p>	<p>や健康教育を行う。</p> <p>3 健康管理 (2) 避難所の感染症対策 【県（保健福祉部），市町村】 また，避難所感染症サーベイランスを行い，感染症発生状況を把握し，感染症の拡大防止に努める。 <u>なお，避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について，避難者の過密抑制や，ホテルや旅館等の活用等を含め，平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>第3 ボランティア活動の支援 ■基本事項 1 趣 旨 大規模な災害が発生した場合，災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには，県，市町村及び防災関係機関だけでは，十分に対応できないことが予想される。 このため，県及び市町村は，<u>ボランティアの協力を得ることにより，被災者の早期の生活再建を</u> 図るものとする。</p> <p>■対 策 1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営 (1) 受入体制の確保 災害発生後，被災市町村社会福祉協議会に<u>災害ボランティアセンター</u>を設置するとともに，県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して，ボランティアの受入体制を確保する。</p> <p>(2) 「受入窓口」の運営 1) <u>災害ボランティアセンター</u>における活動内容 被災市町村社会福祉協議会が運営する<u>災害ボランティアセンター</u>における主な活動内容は，次に示すとおりである。 ① 市町村及び関係機関からの情報収集</p>	<p>257</p> <p>260 ～ 262</p>	<p>感染症対策の拡充 （防災・危機管理課）</p> <p>ボランティア活動の 促進に関する見直し</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>② 被災者からのボランティアニーズの把握</p> <p>③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保</p> <p>④ ボランティアの受付</p> <p>⑤ ボランティアの調整及び割り振り</p> <p>⑥ 関係機関へのボランティア活動の情報提供</p> <p>⑦ 必要に応じて、<u>ボランティアコーディネーター</u>の応援要請</p> <p>⑧ ボランティア保険加入事務</p> <p>⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催</p> <p>⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動</p> <p>2) ボランティア支援本部における活動内容 県社会福祉協議会が運営するボランティア支援本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。</p> <p>① 県及び関係機関からの情報収集</p> <p>② <u>ボランティア現地本部</u>への情報提供</p> <p>③ ボランティアの募集及び<u>ボランティア現地本部</u>への紹介</p> <p>④ 防災ボランティア登録者への協力依頼</p> <p>⑤ 必要に応じて、<u>ボランティアコーディネーター</u>の派遣</p> <p>⑥ <u>ボランティア現地本部</u>で利用する活動用資機材、物資等の調達・供給</p> <p>⑦ 関係機関へのボランティア活動の情報提供</p> <p>⑧ 必要に応じて、関係団体等への協力依頼</p> <p>⑨ 他の都道府県社会福祉協議会への応援要請</p> <p>⑩ ボランティア保険加入事務及び広報</p> <p>⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動</p>	<p>② 被災者からのボランティアニーズの把握</p> <p>③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保</p> <p>④ ボランティアの受付</p> <p>⑤ ボランティアの調整及び割り振り</p> <p>⑥ 関係機関へのボランティア活動の情報提供</p> <p>⑦ 必要に応じて、<u>ボランティア支援本部</u>への応援要請</p> <p>⑧ ボランティア保険加入事務</p> <p>⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催</p> <p>⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動</p> <p>2) ボランティア支援本部における活動内容 県社会福祉協議会が運営するボランティア支援本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。</p> <p>① 県及び関係機関からの情報収集</p> <p>② <u>災害ボランティアセンター</u>への情報提供</p> <p>③ ボランティアの募集及び<u>災害ボランティアセンター</u>への紹介</p> <p>④ 防災ボランティア登録者への協力依頼</p> <p>⑤ 必要に応じて、<u>職員</u>の派遣</p> <p>⑥ <u>災害ボランティアセンター</u>で利用する活動用資機材、物資等の調達・供給</p> <p>⑦ 関係機関へのボランティア活動の情報提供</p> <p>⑧ 必要に応じて、関係団体等への協力依頼</p> <p>⑨ 他の都道府県社会福祉協議会への応援要請</p> <p>⑩ ボランティア保険加入事務及び広報</p> <p>⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動</p>	<p>261 ～ 262</p>	<p>ボランティア活動の 促進に関する見直し</p>
<p>2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能 【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、保健福祉部）、市町村】</p> <p>(1) ボランティア「担当窓口」の設置・機能 市町村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」を開設し、コーディネートを担当する職員を配置し市町村と<u>ボランティア現地本部</u>との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。</p>	<p>2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能 【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、保健福祉部）、市町村】</p> <p>(1) ボランティア「担当窓口」の設置・機能 市町村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」を開設し、コーディネートを担当する職員を配置し市町村と<u>災害ボランティアセンター</u>との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。</p>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>2 応急給水の実施 (1) 応急給水資機材の調達 【水道事業者等，県（防災・危機管理部，<u>保健福祉部</u>）】 (2) 応急給水活動の実施 1) 活動内容 【水道事業者等，県（<u>保健福祉部</u>）】</p> <p>第5節 被災者生活支援 第6 要配慮者安全確保対策 ■対策 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 <u>（新設）</u></p> <p>第7節 応急復旧・事後処理 第3 ライフライン施設の応急復旧 ■基本事項 1 趣旨 ……また，県及び各事業者は，相互に連携を図りつつ，<u>迅速かつ円滑な対応を図るものとする。</u></p> <p>■対策 4 上水道施設の応急復旧 (1) 上水道停止時の代替措置 【水道事業者等，県（<u>保健福祉部</u>）】 (2) 応急復旧の実施 【水道事業者等，県（<u>保健福祉部</u>）】 2) 応急復旧作業の実施</p>	<p>2 応急給水の実施 (1) 応急給水資機材の調達 【水道事業者等，県（防災・危機管理部，<u>県民生活環境部</u>）】 (2) 応急給水活動の実施 1) 活動内容 【水道事業者等，県（<u>県民生活環境部</u>）】</p> <p>第5節 被災者生活支援 第6 要配慮者安全確保対策 ■対策 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 <u>（7）DWAT の派遣</u> <u>【県（保健福祉部）】</u> <u>県に対して被災市町村からDWATの派遣要請があった場合に，災害福祉支援ネットワークに対して避難所へのDWATの派遣要請を行う。</u></p> <p>第7節 応急復旧・事後処理 第3 ライフライン施設の応急復旧 ■基本事項 1 趣旨 ……また，県及び各事業者は，相互に連携を図りつつ，<u>必要に応じて調整のための会議を開催するなど迅速かつ円滑な対応を図るものとする。</u></p> <p>■対策 4 上水道施設の応急復旧 (1) 上水道停止時の代替措置 【水道事業者等，県（<u>県民生活環境部</u>）】 (2) 応急復旧の実施 【水道事業者等，県（<u>県民生活環境部</u>）】 2) 応急復旧作業の実施</p>	<p>272</p> <p>278</p> <p>316</p> <p>324</p>	<p>組織改編（水政課） （生活衛生課）</p> <p>基本協定締結に伴う追加（福祉指導課）</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>組織改編（水政課） （生活衛生課）</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。</p> <p>第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p><u>災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）</u>や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、<u>同時大量の廃棄物処理</u>、防疫、<u>解体・がれき処理</u>等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) <u>災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計</u></p> <p><u>ごみ及びし尿処理については、あらかじめ災害時の災害廃棄物及びし尿の発生量を想定し、各々の作業計画に反映させておくことによって処理活動の円滑化を図る必要である。</u></p> <p>(2) <u>広域処理体制の整備</u></p> <p><u>清掃事業は、各市町村が個別に行う事業であるため、被災地域が局所的となるような場合は、特に市町村間での協力が必要である。このため、県内及び近隣の市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備しておくことが必要である。</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 災害廃棄物の処理</p> <p>1) <u>災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計</u></p>	<p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定し、<u>災害対応体験者をリスト化するなど即応体制を整備</u>すること。</p> <p>第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p><u>災害廃棄物の発生</u>や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、<u>災害廃棄物の処理</u>、防疫等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) <u>市町村災害廃棄物処理計画の整備</u></p> <p><u>市町村は、地域防災計画との整合性を図りつつ、災害廃棄物処理に係る初動対応から実際の処理までの業務や、実施体制等をまとめた市町村災害廃棄物処理計画を整備するとともに、その不断の見直しを行う。</u></p> <p>(2) 広域処理</p> <p><u>被災市町村は、関係機関との連携・協力により、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う等、災害時における安定的な廃棄物処理体制を確保する。</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 災害廃棄物の処理</p> <p>1) 災害廃棄物<u>の処理</u></p>	<p>324</p> <p>328</p> <p>329</p>	<p>防災基本計画の修正（水政課）</p> <p>表記の修正（廃棄物対策課）</p> <p>市町村災害廃棄物処理計画の策定状況の進捗による見直し（廃棄物対策課）</p> <p>表記の修正（廃棄物対策課）</p> <p>新たな災害廃棄物処理協定や災害し尿の収集運搬に関する協定の締結、広域支援体制の整備による見直し（廃棄物対策課）</p> <p>表記の修正（廃棄物対策課）</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>2) し尿処理 (2)～(3)省略</p> <p>■対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) <u>災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計</u> 【<u>県（県民生活環境部）、市町村</u>】</p> <p>1) <u>災害廃棄物発生量の推計</u> <u>市町村は、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害廃棄物の発生量を推計する。</u> <u>また、仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を見直す。</u></p> <p>2) <u>作業体制の確保</u> <u>市町村は、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。</u></p> <p>3) <u>処理対策</u></p> <p>①<u>状況把握</u> <u>市町村は、職員による巡視、住民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況把握に努める。</u></p> <p>②<u>住民への広報</u> <u>市町村は、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について住民に広報する。</u></p> <p>③<u>処理の実施</u> <u>市町村は、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。</u> <u>県は、市町村の被害状況等から必要に応じて、市町村の行う災害廃棄物処理について、技術支援、人的支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関連する事業者への協力要請、国や他都道府県との広域的な支援体制の構築等を行う。</u></p> <p>4) <u>仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬</u> <u>市町村は、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理</u></p>	<p>2) し尿処理 (2)～(3)省略</p> <p>■対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) <u>災害廃棄物の処理</u> 【<u>市町村</u>】</p> <p>1) <u>災害廃棄物の処理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村は、被災状況を的確に把握した上で、市町村災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。 加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進めるものとする。 市町村が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。 災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。 <p>2) <u>広域処理</u> <u>被災市町村は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。</u> 【<u>県（県民生活環境部）</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、あらかじめ関係機関との連携・協力による広域的な支援体制を確保し、被災市町村における災害時における廃棄物の迅速かつ円滑な処理を支援する。 県内の廃棄物処理に関する社会資本を最大限活用した上で、県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の災害廃棄物処理支援ネットワークの活用等による県域を越えた広域処理を 	<p>329</p>	<p>表記の修正 (廃棄物対策課)</p> <p>市町村災害廃棄物処理計画の策定状況の進捗による見直し (廃棄物対策課)</p> <p>国の災害廃棄物対策指針の改定に伴う見直し (廃棄物対策課)</p> <p>新たな災害廃棄物処理協定や災害し尿の収集運搬に関する協定の締結、広域支援体制の整備による見直し (廃棄物対策課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>するとともに、<u>災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。</u> <u>また、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。</u></p> <p>5) <u>連携体制の確保</u> <u>県は、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業資源循環協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。</u> <u>また、県内の市町村や事業者で災害廃棄物処理に対応しきれない場合、県は、他都道府県との災害時の相互支援協定や、「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき、広域的な処理を実施する。</u> <u>さらに、県及び市町村は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。</u></p> <p>6) <u>災害廃棄物処理計画</u> <u>県は、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策等をまとめた茨城県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を進めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>また、市町村においても災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</u> <p>(2) <u>し尿処理</u> <u>【県（県民生活環境部）、市町村】</u></p> <p>1) <u>し尿処理排出量の推計</u> <u>市町村は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市町村は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿処理排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。</u></p> <p>2) <u>作業体制の確保</u> <u>市町村は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努</u></p>	<p><u>支援する。</u></p> <p>(2) <u>し尿処理</u> <u>【市町村】</u></p> <p>1) <u>災害時におけるし尿処理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。</u> • <u>一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。</u> • <u>このため、被災市町村は、被災状況を的確に把握した上で、</u> 	<p>330</p>	<p>市町村災害廃棄物処理計画の策定状況の進捗による見直し（廃棄物対策課）</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><u>め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。</u></p> <p>3) 処理対策</p> <p>①状況把握 市町村は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。</p> <p>②住民への指導 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。</p> <p>③処理の実施 市町村は、必要に応じて避難所、又は地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。 県は、市町村からの要請を受けた時、又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、市町村の行うし尿処理について、市町村間の応援、他県への応援要請、し尿処理関連業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。</p> <p>4) し尿処理の広域応援態勢 一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。</p> <p>第4章 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付 ■対策 5 農林漁業復旧資金 (4) 農業災害補償 <u>農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るととも</p>	<p><u>市町村災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図るものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> また、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。 <p>2) 広域処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村は、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。 <p>【県（県民生活環境部）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、あらかじめ関係機関との連携・協力による広域的な支援体制を確保し、被災市町村における災害時におけるし尿等の円滑な処理を支援する。 県内の廃棄物処理に関する社会資本を最大限活用した上で、県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の災害廃棄物処理支援ネットワークの活用等による県域を越えた広域処理を支援する。 <p>第4章 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付 ■対策 5 農林漁業復旧資金 (4) 農業災害補償 <u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。</p>	<p>331</p> <p>349</p>	<p>新たな災害廃棄物処理協定や災害し尿の収集運搬に関する協定の締結、広域支援体制の整備による見直し（廃棄物対策課）</p> <p>農業災害補償法の修正（農業経営課）</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>に、早期に共済金の支払いができるよう指導する。</p> <p>第3 租税及び公共料金等の特例措置</p> <p>■対策</p> <p><u>2 その他公共料金の特例措置</u></p> <p>(3) 電気事業 [東京電力パワーグリッド株式会社 茨城総支社]</p> <p>(4) 都市ガス事業 ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省若しくは関東経済産業局の認可<u>等</u>が必要。 1) 被災者のガス料金の<u>早収期間及び</u>支払い期限の<u>延伸</u></p> <p>第2節 被災施設の復旧</p> <p>■対策</p> <p><u>4 解体、がれき処理</u></p> <p>(1) 作業体制の確保 【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者と連携体制を構築する。 <p>(2) 処理対策</p> <p>1) 状況把握 【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握する。 <p>2) 処理の実施 【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川・港湾・漁港施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理行者等に応援を要請する。 【県（県民生活環境部、土木部）】 	<p>第3 租税及び公共料金等の特性措置</p> <p>■対策</p> <p><u>2 その他公共料金の特例措置</u></p> <p>(3) 電気事業 [小売り電気事業者等]</p> <p>(4) 都市ガス事業 ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省若しくは関東経済産業局の認可<u>等</u>が必要。 1) 被災者のガス料金の<u>（削除）</u>支払い期限の<u>延長等</u></p> <p>第2節 被災施設の復旧</p> <p>■対策</p> <p><u>4 解体、がれき処理</u></p> <p><u>(1) 再生利用の促進</u> 【市町村、県等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には、その事業主体となる者は、発生する廃棄物の再生利用により、最終処分量の削減に努めるものとする。</u> <p><u>(2) 災害廃棄物処理事業との連携</u> 【市町村、県等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施に当たり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努めるものとする。</u> 	<p>353</p> <p>353</p> <p>370</p>	<p>電力の小売自由化に伴う見直し (東京電力パワーグリッド株式会社)</p> <p>ガス事業法の改正 (関東経済産業局)</p> <p>復旧する際の解体・がれき処理の発生物は産業廃棄物であることから記載内容を見直し (廃棄物対策課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>・ 県は、市町村の被害状況等から必要に応じて、市町村の行う解体、がれき処理について、技術支援、人的支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関連する事業者への協力要請、国や他都道府県との広域的な支援体制に基づき処理全体の進捗管理を行う。被災市町村の行政機能が喪失した場合、県は、市町村から地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託を受けて、災害廃棄物の処理主体として処理を行う。</p> <p>3) 仮置場の確保 【県（県民生活環境部、土木部）、市町村】</p> <p>・ 市町村は、解体収集後のがれき等を一時的に集積するため仮置場を確保する。仮置場が不足する場合は、県は、近隣市町村に対して仮置場の提供を要請する。</p> <p>4) 再生利用・最終処分 【市町村】</p> <p>・ 市町村は、がれき等の処理・処分に当たっては、再生利用を推進し、最終処分量の削減に努める。</p> <p>5) 石綿飛散防止対策</p> <p>・ 県及び市町村は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課により行うものとする。）</p> <p>5 関連項目</p> <p>・「<u>第3章 第7節 応急復旧・事後処理</u>」 <u>第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去</u></p> <p>・「<u>第4章 第4節 復興計画の作成</u>」</p> <p>付録 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第4章 警戒宣言発令時の対応措置 第3節 地震防災応急対策の実施 (2) <u>電力（東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社）</u> 1) 業務営業の方針 電力の供給は継続する。</p>	<p>5 関連項目</p> <p>・ <u>(削除)</u></p> <p>・「<u>第4章 第4節 復興計画の作成</u>」</p> <p>付録 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第4章 警戒宣言発令時の対応措置 第3節 地震防災応急対策の実施 (2) <u>電力（東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社）、株式会社JERA</u> 1) 業務営業の方針 電力の供給は継続する。</p>	<p>371</p> <p>410</p>	<p>復旧する際の解体・がれき処理は産業廃棄物であることから記載内容を見直し（廃棄物対策課）</p> <p>指定公共機関の追加（中央防災会議）</p>

